

千葉市土の採取計画の認可申請書類作成要領

第1 申請書類

1 認可申請の際に提出すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 土採取計画認可申請書（千葉市土の採取計画の認可に関する条例施行規則（平成28年規則第41号。以下「規則」という。）様式第2号）
- (2) 目次
- (3) 業者登録通知書の写し
- (4) 誓約書（様式第1号）及び保証書（様式第1号の2）
- (5) 隣接地同意書（様式第2号）の写し
- (6) 使用土地目録（様式第3号）
- (7) 土地の登記簿謄本
- (8) 土地等の使用収益に関する契約書の写し
- (9) 土地等の使用収益に関する行政庁の許認可書・届出書の写し
- (10) 土採取災害防止計画書（様式第4号）
- (11) 災害防止管理系統図
- (12) 使用重機一覧表（様式第5号）
- (13) 位置図（見取図（Ⅰ）と併用可）
- (14) 公図
- (15) 見取図（Ⅰ）（位置図と併用可）
- (16) 見取図（Ⅱ）（平面図と併用可）
- (17) 実測平面図（見取図（Ⅱ）と併用可）
- (18) 実測縦断面図
- (19) 実測横断面図
- (20) 求積図
- (21) 土量計算書
- (22) 土採取中期事業計画書（様式第6号）及び中期事業計画平面図
- (23) 土採取長期構想書（様式第7号）及び長期構想図
- (24) 廃止後の土地利用計画
- (25) その他特に指示するもの

2 変更認可申請の際に提出すべき書類は、採取計画の変更認可申請書（規則様式第3号）に前記1の書面のうち（6）使用土地目録、採取計画の変更により記載内容の変更を必要とするもの及び記載内容の変更を必要としない書類の一覧表を添付するものとする。

なお、採取期間延長に係る変更認可申請の際の提出書類は次のとおりとする。

- (1) 変更認可申請書（変更の理由に採取土量が残っている旨を記載する。）
- (2) 誓約書
- (3) 保証書
- (4) 隣接地同意書の同意期間が満了する場合は、同意を更新する書類の写し
- (5) 土地等の使用収益に関する契約期間が満了する場合は、契約を更新する書類の写し。
- (6) 土地等の使用収益に関する行政庁の許認可・届出期間が満了する場合は、許認可・届出を更

新する書類の写し。（特に、農地転用許可の更新について注意すること）。

- (7) 使用土地目録
- (8) 土採取中期事業計画書（様式第5号）及び中期事業計画平面図
- (9) 土採取長期構想書（様式第6号）及び長期構想図
- (10) その他特に指示する書類

3 廃止届出の際に提出すべき書類は、次のとおりとする。

なお、「一部廃止」とは、認可された採取場の一部において採取を廃止し、採取場区域から除外することをいう。これに対し、採取場全域を廃止することを、全部廃止と呼ぶ。

- (1) 土採取完了（廃止）届出書（規則様式第5号）
- (2) 使用土地目録
- (3) 公図
- (4) 見取図Ⅱ
- (5) 求積図

4 提出部数は、正本1部及びその写しとする。

第2 編冊方法

第1の1に記載された順序でA4判に編冊するものとし、図面、表の類は、おもてに内容物の名称を記載した袋に挿入すること。

第3 作成上の注意

1 一般的事項

- (1) 書類に記載する長さ、高さ、面積、体積、重量等の表示はメートル法で行うこと。
- (2) 図面には方角を、さらに実測図面にあっては、縮尺を必ず表示すること。
- (3) 採取場によっては、この要領で定められた事項のうち不要なものが出てくるのが考えられるがこのような場合は不要な事項を適宜省略して作成すること。

2 個別的事項

(1) 土採取計画認可申請書

ア 「土採取場の区域」について

土採取場の主たる地番及び筆数並びに認可申請にかかる土地の総面積等を次の例に従って記載すること。

(例) 千葉市〇〇区〇〇字〇〇××番ほか××筆
面積 ××㎡（うち掘削面積 ××㎡）

イ 「採取の期間」について

採取の期間は、原則として1年以内の期間とする。

ウ 「掘削方法」について

掘削中の段数及び掘削面に設ける小段の幅について記載すること。

エ 「採取のための設備」について

採取機械の使用目的を「掘削：積込」の欄に記入すること。また、使用目的が重複するものは、その使用割合を記入するものとする。

(例) 掘削：積込＝6：4

オ 「土の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設」について

災害防止措置について、具体的に記入すること。なお、それぞれの防災施設（有刺鉄線柵、危険標識、排水溝、築堤等）の構造図を添付するものとする。

(2) 目次

提出書類を一覧できるように作成すること。

(3) 業者登録通知書の写し

千葉県知事が発行した当初の業者登録通知書及び登録事項の変更があった者については、当該変更事項について登録簿に記載した旨の通知書を複写したものとする。

(4) 誓約書及び保証書

誓約書（様式第1号）及び保証書（様式第1号の2）を作成すること。

なお、この場合取扱いの態様は次のとおりとする。

ア 法人化組合の組合員が当該組合の管轄区域で採取行為をする場合は、申請者の誓約書及び当該組合の長の保証書を添付する。

イ 法人化組合の組合員が前記アの区域以外で採取行為をする場合は、申請書の誓約書及び当該組合の長の保証書とあわせて、採取場区域を管轄する法人化組合の長の承諾書を添付する。

ウ 砂利（土石）採取業者の組合に加入できない大企業（資本金の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が300人を超える会社）が採取行為をする場合は、申請者の誓約書及び同業2社の保証書を添付する。

(5) 隣接地同意書の写し

掘削区域に隣接する土地の所有者（その土地について、用益物権契約または賃貸借（使用貸借）契約が締結されている場合は、その契約に基づく借地権者を含む。）の隣接地同意書（様式第2号）の写しを添付すること。なお、掘削区域に隣接しない土地についても、影響を受ける土地については、同意書又は承諾書を添付すること。

また、所定の書式による隣接地同意書のほか、採取に関する他の同意書類によることも可とする。

（例 賃貸借契約書、林地開発許可申請書用の開発行為同意書等）

共有地については、原則として共有者全員の同意を得ること。ただし、所在不明等の理由により一部の共有者から同意を得ることが困難な特別な事情がある場合は、その共有者の同意書に代えて次の書類を添付すること。なお、この取扱いは、「土地等の使用収益に関する契約書の写し」にも適用する。

ア 地区共有地の場合は、代表者名の同意書、地区総会議事録等経緯がわかる書面及び同意を得られない理由並びに紛争は自主的に解決する旨を記載した採取業者と代表者連名の誓約書

イ その他の共有地の場合は、登記事項証明書、共有持分の明細総括表及び同意を得られない理由並びに紛争は自主的に解決する旨を記載した採取業者と他の共有者連名による誓約書

ただし、掘削区域の外縁から採取場区域の境界まで30メートル以上の距離を有する部分に面し、かつ掘削による影響が及ばない隣接地については、疎明書を添付することにより、当該隣接地同意書の添付を省略できるものとする。

(6) 使用土地目録

採取場の敷地として使用する土地のすべてについて、使用土地目録（様式第3号）を作成すること。なお、所有権者が複数の場合は、共有者の全員の氏名及び持分明細の一覧表を作成すること。

(7) 土地の登記事項証明書（登記簿謄本）

採取場の敷地のうち、掘削区域及び申請者所有の土地の全てについてのものとする。

掘削区域を除く採取場敷地内の自己所有地の登記事項証明書（土地登記簿謄本）は、添付した採取計画の認可期間の終了日の翌日から2年間の申請では、疎明書をもって代えることができる。

(8) 土地等の使用収益に関する契約書の写し

土地、建物及び水の使用並びに土砂等の採取（以下「土地等の使用収益」という。）に関して契約が締結されている場合は、その契約書（水利組合、漁業協同組合等の同意書又は承諾書を含む。）を複写したものとする。なお、土地所有者が死亡している場合は、原則として相続権者全ての同意書を添付することとし、やむを得ない事情により当該同意書が添付できない場合は、契約当事者が当該土地を管理していることを疎明できる書面及び可能な範囲の同意書並びに民事上の紛争は自主的に解決する旨の誓約書を添付するものとする。

(9) 土地等の使用収益に関する行政庁の許認可書、届出書の写し

当該土地等の使用収益に関する行政庁が発行した許認可の通知書又は行政庁へ提出した届出書を複写したものとする。

ただし、農地法（昭和27年法律第229号）（農地転用許可）、森林法（昭和26年法律第249号）（林地開発許可）、千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例（平成22年3月26日条例第4号）（小規模林地開発行為の届出）、千葉市法定外水路条例（平成17年3月22日条例第18号）（占用等の許可）及び千葉市法定外道路条例（平成17年3月22日条例第19号）（占用等の許可）については、受付印のある申請書の複写したものとするができる。

(10) 土採取災害防止計画書

規則第3条第2項第7号に規定する事項について土採取災害防止計画書（様式第4号）を作成すること。

(11) 災害防止管理系統図

採取場での災害防止体制について、管理及び責任を示した系統図を作成すること。

(12) 使用重機一覧表

採取場で使用する重機類について、使用重機一覧表（様式第5号）

なお、使用する重機類について、騒音防止の観点から、原則として低騒音型を使用することとし、備考欄にその旨を記載すること。

(13) 位置図（見取図Iと併用可）

採取場の位置を縮尺5万分の1に朱書きすること。

ただし、見取図Iと併用する場合は、縮尺1万分の1以上とする。

(14) 公図

採取場の敷地として使用する土地及び隣接する土地のすべてについてのものとし、それに地目及び所有者名並びに採取場区域及び掘削区域を表示すること。また、公図を作成した年月日及び作成者氏名を記載すること。

なお、同一の敷地でありながら、大字又は字により公図が分割されている場合は、組み合わせ1枚のものとして作成するものとする。

(15) 見取図（Ⅰ）（位置図と併用可）

採取場周辺の状況を示すものとし、次のものの設置箇所又は所在場所を図中に表示すること。

- ア 建築物（役場、学校、人家等）
- イ 道路（国道、県道、市町村道、その他の道路）
- ウ 河川（認定河川、普通河川、農業用等の水路）
- エ 農地
- オ 山林
- カ 原野
- キ 雑種地

なお、この見取図には、採取場から国道又は県道までの搬出経路及び次年度以降に採取する計画がある場合は、採取予定区域をあわせて記載すること。

(16) 見取図（Ⅱ）（実測平面図と併用可）

採取場内の状況を示すものとし、次のものの設置箇所又は所在箇所を図中に表示すること。

- ア 出入口
- イ 事務所
- ウ 採取場標識
- エ 採取機械置場
- オ 沈砂地
- カ 取水箇所
- キ 排水施設（雨水等）
- ク 危険標識
- ケ 柵、築堤
- コ 掘削後土堆積場の区域
- サ 掘削区域
- シ 採取場区域内（搬入路を除く。）の一番低い箇所（基準点）及びその標高

なお、廃止届出に添付する場合は、採取跡地整備後の現況（仕上げ高植栽緑化、残存防災施設等）を反映すること。

(17) 実測平面図（見取図（Ⅱ）と併用可）

採取場の平面が明らかにわかる縮尺（原則として5百分の1）の実測図面（等高線表示のもの）とし、掘削区域及び作成年月日並びに作成者氏名を表示し、3ヶ月を単位とする掘削予定区画を記入すること。

なお、この図面の作成に当たっては、採取場とその周辺の地形との関係がわかるように近隣の地表面を追加するものとする。

(18) 実測縦断面図及び(19) 実測横断面図

掘削区域が明らかにわかる縮尺（原則として5百分の1）の実測図面とし、「計画地盤面」を記入すること。

なお、この図面の作成に当たっては、掘削区域の地形の詳細がわかるように工夫して適宜断面をとるものとする。

(20) 求積図

掘削区域について作成すること。

(21) 土量計算書

実測縦・横断面図に基づき、採取量の計算書を作成すること。

(22) 土採取中期事業計画書及び中期事業計画平面図

ア 土採取中期事業計画書（様式第6号）を作成すること。

（ア）計画書は、6年以上採取する場合は6年間、それ以外の場合は採取する全期間について作成すること。

2年目以降の申請時には、当初の計画書の実績欄に実績（又は実績見込み）の数値を記入すること。

7年目の申請時には新たな計画書を作成するとともに、6年間の実績（又は実績見込み）の数値を記入した前計画書を添付すること。

（イ）「採取場面積（うち拡大面積）」欄には、当該期間において採取場に新たに加える面積をカッコ書きで記入すること。

（ウ）「事業上必要な面積」欄には、事務所、機械装置、沈砂池、調整池、ヘドロ池、沈殿池、製品置場、表土・廃土の置場、保安距離の確保に必要な場所、搬入路、機械器具保管場所などの事業を遂行する上で必要な面積を記入すること。

（エ）「植栽緑化面積」及び「農地復元面積」欄には、当該期間において植栽緑化や農地復元を行う面積を記入すること。

（オ）「その他の面積」欄には、採取場内であって既に植栽緑化や農地復元した面積等を記入すること。

（カ）「廃止面積」欄には、跡地整備及び緑化等が完了し、当該期間において採取場から除かれる面積を記入すること。

（キ）「林地開発の事業区域面積（林地開発許可面積）」欄には、森林法に基づく事業区域面積を記入すること。

なお、林地開発許可を受ける場合は、許可面積をカッコ書きで記入すること。

（ク）許可期間ごとの面積は、次のとおりとすること。

採取場面積＝掘削面積＋掘削地以外の面積

掘削地以外の面積＝事業上必要な面積＋植栽緑化面積＋農地復元面積＋その他の面積

なお、採取場全体を廃止する場合は、次のとおりとすること。

廃止面積＝採取場面積

イ 中期事業計画平面図を作成すること。

（ア）中期事業計画平面図は、土採取中期事業計画書に記入した全期間について、各期間別に作成すること。

（イ）中期事業計画平面図は、採取場区域、拡大区域、植栽緑化等区域（既に植栽緑化等を実施した区域も含む。）、廃止区域を色分け等により明示すること。

（ウ）中期事業計画平面図は、比較が出来るよう縮尺を統一し、数年分を並べて作成すること。

(23) 土採取長期構想書及び長期構想図

ア 今後10年以上継続して採取する場合は、土採取長期構想書（様式第7号）を作成すること。

イ 長期構想図の作成及び提出は、土採取中期事業計画書を新たに作成する年に行うこと。

（ア）長期構想図は、土採取長期構想書の内容に沿って作成すること。

（イ）長期構想図は、1年目の採取場区域、10年間の採取予定区域、10年後の採取場区域、緑化等を実施し廃止する区域を色分け等により明示すること。

(24) 廃止後の土地利用計画

採取を廃止した際の土地利用計画図（原則として縮尺5百分の1）を作成すること。土地の用途が明確になるものとし、必要に応じて計画縦・横断図を作成すること。

(25) その他特に指示するもの

特殊な事情がある場合に個々に指示する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。